

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
昭和四十五年三月二十七日)

条例

鳥取県公害対策審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県公害対策審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県公害対策審議会設置条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第四号）

の一部を次のように改正する。

第九条中「企画室」を「厚生部」に改める。

附則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部

を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、五五〇人」を「三、六七四人」に、「三、〇四人」を「三、二二六人」に、「四四六人」を「四四八人」に改め、
鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

鳥取県警官定員条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

同項第五号中「一七八人」を「一七五人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「精神衛生鑑定医、診察立会吏員及び精神障害者護送に従事する」を「精神衛生業務従事」に改め、同条中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同条に次の五号を加える。

三十五 保健所及び衛生研究所受付業務従事職員の特殊勤務手当

三十六 し尿処理施設検査業務従事職員の特殊勤務手当

三十七 と殺醉体作業従事職員の特殊勤務手当

三十八 用地取得折衝業務従事職員の特殊勤務手当

三十九 ダム建設業務従事職員の特殊勤務手当

第九条第一項中「レントゲン技師」を「診療放射線技師若しくは診療工ツクス線技師」に改め、同条第二項ただし書中「四千円」を「五千円」に

改め、同項第一号中「レントゲン主任、レントゲン技師及びレントゲン士」を「診療放射線技師及び診療エツクス線技師」に改める。

第十六条第三項中「二百二十円」を「三百五十円」に改める。

第十八条の二第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第二十三条の見出し中「精神衛生鑑定医等」を「精神衛生業務従事職員及び精神障害者護送に従事する」を「精神衛生業務従事」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号。以下本条において「法」という。)」を「法」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

一 職員が精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号。以下本条において「法」という。)第二十七条第一項の規定に基づき調査を行なつたとき。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

五 職員が法第四十三条の規定に基づき精神障害者を訪問して精神衛生に関する指導を行なつたとき。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の区分による額とする。

一 除雪のための運転作業に従事したとき 百三十円

二 前号に掲げる運転作業以外の運転作業に従事したとき 八十円

第三十八条第一項中「家畜保健衛生所」の下に「又は家畜病性鑑定所」

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第二項中「二千二百円」を「三千円」に改める。

第四十四条を第四十九条とし、第四十三条第三項の表中

第四十四条を第四十九条とし、第四十三条第三項の表中

有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当

業従事職員の特殊勤務手当

伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当
細菌検査業務従事職員の特殊勤務手当
有毒農薬散布作業従事職員の特殊勤務手当

を

有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当

伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当
細菌検査業務従事職員の特殊勤務手当
有毒農薬散布作業従事職員の特殊勤務手当

を

ダム建設業務従事職員の特殊勤務手当

伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当
細菌検査業務従事職員の特殊勤務手当
有毒農薬散布作業従事職員の特殊勤務手当

を

手当
勤務手当

を加える。

(保健所及び衛生研究所受付業務従事職員の特殊勤務手当)

第四十三条 保健所及び衛生研究所受付業務従事職員の特殊勤務手当は、

保健所又は衛生研究所に勤務する職員が、患者又は検査物の受付業務に

従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八十円とする。

(し尿処理施設検査業務従事職員の特殊勤務手当)

第四十四条 し尿処理施設検査業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所に勤務する職員が、清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十四条第一項の規定に基づく立入検査の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八十円とする。

(と殺解体作業従事職員の特殊勤務手当)

第四十五条 と殺解体作業従事職員の特殊勤務手当は、中小畜産試験場に勤務する職員が、豚のと殺解体作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき八十円とする。

(用地取得折衝業務従事職員の特殊勤務手当)

第四十六条 用地取得折衝業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が用地の取得のための折衝業務に従事したときに支給する。

(ダム建設業務従事職員の特殊勤務手当)

第四十七条 ダム建設業務従事職員の特殊勤務手当は、ダム建設事務所に勤務する職員が、ダムの建設業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の月額は、当該職員の受ける給料月額に百分の十一を乗じて得た額とする。

(ダム建設業務従事職員の特殊勤務手当)

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。
2 前項の手当の月額は、当該職員の受ける給料月額に百分の十一を乗じて得た額とする。

附 則

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県条例第十八号

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

十八年三月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十三条第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)及び母子福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)」を「及び老人福祉法(昭和三十

八年法律第百三十三号)」に改める。

第二条の表中

精神薄弱者援護 施設	精神薄弱者更生 施設	鳥取県立鹿野か ちみ園	鳥取県立鹿野か ちみ園
母子休養ホーム	精神薄弱者授産 施設	鳥取県立鹿野か ちみ園	鳥取県立岩井長 者寮
和泉荘	別養護老人ホーム	和泉荘	岩美町
羽合町	西伯郡	羽合町	東伯郡

に改める。

特別養護老人ホーム ーム	精神薄弱者授産 施設	鳥取県立母来寮	鳥取県立鹿野か ちみ園
軽費老人ホーム	別養護老人ホーム	鳥取県立岩井長 者寮	鳥取県立鹿野か ちみ園
鳥取県立岩井長 者寮	西伯郡	羽合町	東伯郡
岩美町	西伯郡	岩美町	東伯郡

第五条の二を削る。

第六条の二中「財團法人鳥取県福祉事業團」を「社会福祉法人鳥取県厚生事業團」に改める。

第六条の三を次のように改める。

(鳥取県立鳥取第一授産施設の管理の委託)

第六条の三 知事は、鳥取県立鳥取第一授産施設の施設設備の保全及び収容者の自活に必要な訓練その他収容者の自活に関する事務を社会福祉法

を

人鳥取県厚生事業団に委託する。

第六条の三の次に次の二条を加える。

(鳥取県立西伯特別養護老人ホームの管理の委託)

第六条の四 知事は、鳥取県立西伯特別養護老人ホームの施設設備の保全及び収容者の養護に関する事務を西伯郡西伯町に委託する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

使用区分	金		額
	一人で使用する場合	一人月額	
小居室	二人で使用する場合	一人月額	一七、三〇〇円
大居室	一人で使用する場合	一人月額	一八、三〇〇円
	二人で使用する場合	一人月額	一七、三〇〇円

備考 暖房期間中は、この表に定める額に一人月額三九〇円を加算する。

別表第四を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定(精神薄弱者授産施設及び特別養護老人ホームに関する部分に限る。)、鳥取県立鳥取第一授産施設に係る第六条の三の改正規定及び

第六条の三の次に一条を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。
(鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計条例の廃止)

2 鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第四十六号)は、廃止する。

(在寮者に対する配慮)

3 この条例施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないよう措置するものとする。

鳥取県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三百円」を「五百円」に改める。

別表第一中「四千円」を「六千円」に、「四千八百円」を「七千二百円」に改める。

に改める。

別表第二中

通院入院証明書及び療養費支払
證明書以外の証明書

自動車損害賠償保険医療証明書
一通につき 五百円

一通につき 百円

を

に改める。

通院入院証明書、療養費支払
證明書及び自動車損害賠償保険医
療証明書以外の証明書

一通につき 百円

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

鳥取県團体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中	務	室	一平方メートルにつき
-----	---	---	------------

月額 三〇〇円	を	事務室	鉄筋コンクリート造 一平方メ
一トルにつき	月額 三〇〇円	鉄骨造	一平方メ

に改める。

鳥取県条例第二十二号

鳥取県團体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。	昭和四十五年三月二十七日
-------------------------------	--------------

鳥取県知事 石 破 二 朗

月額 二〇〇円	一トルにつき
---------	--------

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

鳥取県条例第二十三号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 空港に接続する二百メートル以内の地域で当該空港から展望できる場所
第三号の次に次の一号を加える。

第十条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、

四 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもの（広告物の表示面積が一・五平方メートルをこえるもの及び地盤面からの高さが一・五メートルをこえるものを除く。）

第十一条の見出しを「（設置及び所掌事務）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 審議会は、前項に規定する事項について、知事に建議することができ

下山一一七番地先から日野郡江府町大字御机まで
別表第一の二中「県道大山御机線

西伯郡大山町大字大山字下山一一

」を「県道大山御机線

西伯郡大山町大字大山字下山一一
岩美郡岩美町大字網代字南側三〇

七番地から日野郡江府町大字御机まで

九番地先から同郡同町大字田後字向山北側四五の二番地先まで

一六四の四四九番地先から同郡同町大字細川字漆七二七の一七番地先まで

に改める。

別表第三中「一般国道五十三号線
全線

」を「一般国道五十三号線
全線

」を「一般国道百七十八号線
全線

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十一月鳥取県
条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事

石

破

二

朗

第二条第七号中「法第二条第七号」を「法第二条第八号」に改め、同条

第八号中「昭和二十六年政令第二百四十号」の下に「以下「令」という。」を加え、同条に次の二号を加える。

九 公営住宅建替事業 法第二条第十一号に規定する公営住宅建替事業をいう。

十 県営住宅建替事業 県が施行する公営住宅建替事業をいう。

第四条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）」を「都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条の規定」に、「防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第二百十号）第五十五条第一項の規定に基づく防災建築街区造成事業の執行」を「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十号）に基づく市街地再開発事業の施行」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 公営住宅建替事業による公営住宅の除却

第五条第二号ただし書中「第二項」を「第三項」に改め、同条同号文中

「法第八条第一項」の下に「又は激甚灾害^{じん}対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二十二条第一項」を加える。

第六条の見出し中「申込」を「申込み」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「申込」を「申込み」に改め、同条

同項第四号中「基く」を「基づく」に改め、同条第四項中「第四条に規定する事由にかかる者」を「第四条に規定する事由に係る者、二十歳未満の子を扶養している寡婦、老人又は身体障害者で知事が定める要件を備えているもの及び知事が定める基準の収入を有する低額所得者」に改め、同条

第五項を次のように改める。

5 知事は、入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

第八条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「入居を許可された者」を「入居決定者」に改め、同条第二項中「入居を許可された者」を「入居決定者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

第九条第一項中「入居の決定通知を受けた者」を「入居決定者（前条第二項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）」に、「入居者」を「入居決定者」に改め、同条第二項中「入居の決定を受けた者」を「入居決定者」に改め、同条第三項の手続をしたときは、当該入居決定者に

3 知事は、入居決定者が第一項の手続をしたときは、当該入居決定者に對して、すみやかに、県営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

第十条第一項中「第七条第五項の入居日」を「前条第三項の入居可能日」に、「明渡」を「明渡し」に改める。

第十二条各号列記以外の部分中「家賃若しくは敷金の減免又は徴収の猶予」を「家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予」に改め、

同条第一号中「本條」の下に「及び第二十二条の二第三項」を加え、同条第四号を次のように改める。

4 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

第十六条第一項中「かかる」を「係る」に改める。

第十八条第二項中「行う」を「行なう」に改める。

第十九条第五項中「収入基準超過があると決定された入居者」の下に「（以下「収入超過者」という。）」を加え、「減少した」を「収入が減少

した」に改め、同条第六項中「収入基準超過があると決定された入居者」を「収入超過者」に、「減少した」を「収人が減少した」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(高額所得者に対する通知等)

第十九条の二 知事は、県営住宅に入居している期間が引き続き五年以上である入居者で収入の額が最近二年間引き続き十一万円を超えるもの(以下「高額所得者」という。)に対しては、前条第一項の通知とあわせてその旨を通知するものとする。

2 入居者に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。)以外の第五条第一号に規定する親族がある場合における前項の収入の算出については、令第六条の三第二項に定めるところによる。

第二十条を次のように改める。

(明渡努力義務)

第二十条 収入超過者は、当該県営住宅を明け渡すように努めなければならぬ。

第二十一条 第一項中「収入基準超過があると決定された入居者は、当該決定の日」を「収入超過者は、収入基準超過があると決定された日」に、「当該決定の日から」を「当該認定を行なつた日から」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(高額所得者に対する明渡請求)

第二十二条 第一項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その者の申出により同項の期限を延長することができる。

すみやかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その者の申出により同項の期限を延長することができる。

一 入居者が病氣にかかっているとき。

二 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

(住宅のあつせん等)

第二十三条 第一項の規定による請求を受けた者に対する公的資金による住宅の明渡しを容易にするよう努めなければならない。この場合において、前条第一項の規定による請求を受けた者に対する公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。

第二十二条の見出しを「(収入状況の報告の請求等)」に改め、同条第一項中「家賃若しくは敷金の減免又は微収猶予、第二十条の規定によるあつせん、前条の規定による割増賃料の微収等」を「家賃の減免若しくは微収の猶予若しくは敷金の微収の猶予、第二十二条の規定による割増賃料の微収、第二十二条の二第一項の規定による明渡しの請求、前条の規定によるあつせん等又は法第二十三条の八の規定による県営住宅への入居」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、

(県営住宅建替事業による明渡請求等)

第二十二条の二 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、すみやかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項の規定による請求に係る県営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

4 知事は、法第二十三条の八第一項に規定する県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならぬ。

(新たに建設される県営住宅への入居の申込み)

第二十二条の三 前条第一項の規定による請求を受けた者が、法第二十三条の八第一項の規定により、当該県営住宅建替事業により新たに建設される県営住宅への入居を希望するときは、知事の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

第二十三条第二項中「行つた」を「行なつた」に、「行わなければならぬ」を「行なわなければならぬ」に改め、同条第三項及び第四項中「行う」を「行なう」に改める。

第二十四条第一項中「明渡」を「明渡し」に、「第十七条又は第十八条」を「第十六条から第十八条まで」に改め、同条第一項及び第三項中「明渡」を「明渡し」に改める。

第二十五条(見出しを含む。)中「住宅管理員」を「住宅監理員」に改める。

附則第四項中「入居の申込みをした場合」の下に「又は法第二十三条の八第一項に規定する公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者(当該事業により除却すべき公営住宅が第二種公営住宅である場合における入居者に限る。)がその住宅の除却に伴い他の第二種公営住宅に入居の申込みをした場合」を加える。

附則第五項中「入居の申込みをした場合」の下に「又は法第二十三条の八第一項に規定する公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者(当該事業により除却すべき公営住宅が第二種公営住宅である場合における入居者に限る。)がその住宅の除却に伴い他の第二種公営住宅に入居の申込みをした場合」を加える。

附 則

7 当分の間、昭和四十四年六月十日において現に県営住宅に入居している者に対する第十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「十

一万円」とあるのは「十五万円」とする。

8 第二十一条の二第一項の規定による請求は、昭和四十四年六月十日において現に県営住宅に入居している者については、昭和四十六年六月十日以後でなければすることができない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。
- 第四条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。
- 第六条第一項中「明渡」を「明渡し」に改める。

第七条の見出し中「住宅管理員」を「住宅監理員」に改め、同条中「特別県営住宅管理員」を「特別県営住宅監理員」に改める。
第八条中「又は敷金」を削る。

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「千円及び五千円」を「千円、五千円及び一万円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察官顕彰条例（昭和四十一年七月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「顕彰金」を「別表に定める額の顕彰金」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の場合において、職務の遂行について危害を加えられ又は災害を受ける危険性がきわめて高いにもかかわらず、その職務を積極果敢に遂行したときは、同項の額に当該額の十割以内の額を加算することができ

る。

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県条例第二十六号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

部を次のように改正する。

第二条第一項中「八四一人」を「八七五人」に、「三〇人」を「三一人」に、「五五人」を「五七人」に、「三五七人」を「三六七人」に、「四九九人」を「五二〇人」に、「三〇六人」を「三一三人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察官顕彰条例（昭和四十一年七月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「顕彰金」を「別表に定める額の顕彰金」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の場合において、職務の遂行について危害を加えられ又は災害を受ける危険性がきわめて高いにもかかわらず、その職務を積極果敢に遂行したときは、同項の額に当該額の十割以内の額を加算することができ

る。

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十七号）
三月鳥取県条例第十七号

鳥取県条例第二十八号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「川外大工町」を削り、「田島」の下に「田園町一目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十九号

鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

例